

福祉社会の日本的形態

——ひとつの試論——

馬場啓之助

I 移行を取巻く条件

福祉社会は産業社会の成熟につれて成立する社会形態であり、この形態への移行は社会革命といった断絶もなく平和裡におこなわれる。産業社会はその高度化された段階において、議会民主主義と経営者資本主義のほかに社会保障などの福祉複合体を主要な要素としてもつようになり、政治領域は産業民主主義の方向に向って経済領域への介入を進め、この領域を民間経済と公共経済を含んだ混合経済の形態をとらせる。公共経済が福祉複合体を中核として構成され、国民のすべてに対してナショナル・ミニマムの条件を保障し、国民社会が「共通の生活」の場としての内実をもつようになれば、福祉社会が成立したと言えるであろう。これは西欧諸国の現代史の経験が示しているところである。

「福祉の経済組織」などの論稿¹⁾において、わたしはかつて現代史の経験を踏えて、福祉社会の判定基準として「完全雇用と社会バランス」をあげ、この社会の経済組織の備えるべき要件について検討を加えた。本稿においてはこの前稿の図式をわが国の経済・社会に適用し、福祉社会の日本的な条件を吟味し、その日本的な形態を探って、ひとつの試論を展開してみたい。

わが国の経済・社会に対して福祉社会への移行が国民的課題として明示的に提起されたのは、経済社会基本計画においてであった。この計画は「活力ある福祉社会」の建設を目標としてかかげている。この課題の提起を準備したのは、これま

での累次の経済社会計画において企てた高度成長に対する反省であった。これらの反省を顧みると、わが国の産業社会が充分成熟していない諸点を指摘しているものが多いことが注目される。特徴的と思われる点のうち本論に関連が深いものをあげてみよう。

第1に、高度成長がその社会的帰結として幾多の社会的アンバランスを生んだことに対する反省である。そのなかでも、都市的な生活形態の未成熟と農村コミュニティの崩壊が注目に値する。

高度成長はもちろん都市化を伴って遂行された。労働力は家族労作経営の農業部門から都市の産業部門に向って流出して、その被用者となっていた。その流出は大規模であり、かつ急激でもあった。これによって活動年齢人口の流出によって農村コミュニティがその機能を果たすにも差し支えることになり、都市が流入人口を受けいれなくてはならないのだが、それには住宅とその生活環境の整備はもとより、農村のコミュニティ機能を代行する福祉複合体を社会福祉サービスを充実することによって造成しなくてはならない。高度成長への反省は都市的な生活形態の整備の課題を提起した。公害の発生は、この課題をいっそう緊急なものとした。この課題への対応が不充分であるとの反省が、福祉社会への移行をうながすひとつの有力な要因となった。これは産業社会の成熟というより、むしろその未成熟と関連するものである。

第2に、二重構造の緩和の問題である。高度成長が始動したのは、国民所得倍增計画によってであった。この計画は構造改革をおこなって、二重構造を緩和しようと企てた。そのために農業の近代化や中小企業の近代化を企て、完全雇用政策の

1) 馬場稿「福祉の経済組織」(『社会保障研究』第9巻第3号収録、改稿のうえ馬場著『資本主義の逆説』(東洋経済新報社、昭和49年3月)第4章に収録)および馬場稿「福祉社会の総合問題」(『黎明叢書』第119号)参照。

導入を提示した。しかしこの完全雇用政策は近代化政策にほかならず、構造改革を内容とするものであった。これが縮減しようとしたのは、完全失業者であるよちむしろ不完全就業者であった。不完全就業者は多就業低所得の状態にあるものと定義され、労働市場が近代化されていないために、雇用失業指標のうえに明確に表現されていないが、当時1,000万を数えると言われていた。二重構造の緩和は、この不完全就業者の縮減によって可能である。その縮減は不完全就業者を近代化された労働市場に移動させることによってなされる。そして高度成長によってこの移動への衝撃をつくりだそうしたのである。

高度成長の過程で労働力不足がつくりだされ、昭和40年代にはいって、この不完全就業者も縮減し、完全雇用に近い状態が実現したと言われ、二重構造は緩和したと称された。しかしながら緩和したとしても、わが国の賃金構造には諸外国にみられないほどの企業規模別の賃金格差がいまなお存在している。しかもこの賃金格差は日本的労使慣行と結びついた構造的な性質をもっており、わが国の産業社会が充分成熟していないことを示しているように思われる。

このように産業社会が未成熟な段階で福祉社会への移行の課題が提起されたのは、この移行を不可避なものとする要因があったからである。それは人口老齢化の要因にほかならない。

わが国の人口構造は、昭和45年に従属人口指数の最低点を通過した。これまでは年少人口の減少が大幅であり、老人人口の増大を相殺してなお余りがある、従属人口指数を低下させてきたのであるが、昭和45年にいたって、この低下傾斜は限界に達して、人口構造の彎曲点を迎えた。この彎曲点を通過して以後は、老人人口の増加を主要な要因として、従属人口指数は上昇に転ずる。しかもわが国の場合この上昇のテンポは早く、人口構造が定常化するまでに世界に類例の少ないほど老齢化は高い水準に達するものと想定される。西欧の代表的な国々は、この人口構造の彎曲点をわが国より30年ほど早く、ほぼ1940年頃に通過した。これらの国々は高齢化社会の到来の警告を

この時期に読み取り、これに備えるかのように、完全雇用政策を採用し、社会保障制度の整備に努めて、戦後の成長経済のもとで福祉社会へ移行していった。わが国もまた人口老齢化の警告に接して、その警告のなかから福祉社会への移行の課題を読み取った²⁾。しかしながら産業社会との関連の仕方には異なったおもむきがあることに注目したい。

人口老齢化の主要な人口学的要因は出生率の低下である。西欧諸国の多くは1880年代に大幅な出生率の低下をみ、1940年頃に人口老齢化の警告をきいた。その出生率の低下は産業社会が根を下し、生活水準の上昇をみて、ゆたかな階級がその高い生活水準の維持のためにこれをおこない、これが漸次社会の各階層に普及していったものである。そして人口老齢化は産業社会の高度化した段階におこった。したがって出生率の低下と人口老齢化は産業社会において起るべくして起こった現象であり、窮乏より豊かさに結びついた現象であると言えよう。しかしわが国の場合は、出生率の急激な低下が突如起こったのは、戦時中から戦争直後の窮乏時代の経験がまだ記憶に新しい時期のことであった。この低下現象はゆたかな社会の現象というより、窮乏時代の教訓と結びついていたと言えよう。なるほど高度成長が始動して生活水準が上昇するようになって、人口抑制がゆたかな生活と結びつく生活の知恵に由来する、といった西欧諸国と相似た解釈がなされるようになったことは事実であるが、急激な出生率低下の突発期の原因はそこにはなかったと思われる。そのことから人口老齢化が産業社会の高度化とずれをもつことになった。産業社会としては未成熟さを残している段階で、人口老齢化の警告を聞くことになったのである。

しかも高齢化社会の到来に備えて、福祉社会への移行の課題が提起された時期、わが国の経済・社会は内外の諸条件の組合せから、これまでの高

2) 馬場稿「福祉社会としての高齢化社会」(『社会保障研究』第11巻第2号収録)なお本稿は改稿のうえ昭和50年7月の第1回社会保障問題シンポジウムで報告した。日本の人口老齢化についての見解は、コメントをいただいた中鉢正美教授に触発されたところ少しとしないことを記しておきたい。

度成長経済から減速経済への転換を余儀なくされた。西欧諸国が戦後の成長経済のもとで移行した福祉社会へ、わが国は減速経済のもとで移行していかないわけにいかなくなった。相似た課題に異なった状況のもとで対処することが要請されてくる。

わが国は都市的生活形態の整備や二重構造の緩和といった近代化の問題をかかえている段階で、高齢化社会の到来の警告を聞いて、福祉社会への移行の課題に直面した。この課題の焦点は社会バランスの造成にあるようにみえるのであるが、たまたま減速経済への転換が避けがたい状況を迎えて、完全雇用の達成がこれまでとちがった意味で問題となってきた。このようにして福祉社会移行の課題はわが国の場合も「完全雇用と社会バランス」の達成に努めることによって、これに対処していかななくてはならない。この点に関しては西欧諸国と別に変わりはないのだが、この移行を取り巻く日本的な条件としては近代化の課題とのからみ合いの關係に注目しないわけにいかない。

わが国の場合も近代化の課題はもちろん、産業社会へ移行し、これを産業社会として成熟させることにあった。昭和30年代の中頃に始まり40年代の後半にいたる高度成長は、この近代化の最終段階を担うものであった。それが高度成長の過程でその社会的帰結に対する反省批判がおり、やがてあたかも高度成長を否定するかのようになり、福祉社会への移行が説かれるようになった。これはわが国の近代化には特徴ある形態があって、産業社会として成熟していくことを困難にしたのではないかと思わせる。ここで戦後のわが国の近代化を顧み、その特徴ある形態を明らかにし、たとえば福祉社会へ移行しても、この特徴が存続するかいなかを検討してみよう。叙述は多少の迂路をたどることになる。

II 産業民主主義と日本的労使慣行

産業社会は図式化していえば、社会の構成員は、機会の均等の保障のうえにたって、業績主義を目指して行動し、その結果については普遍主義に則って公正に評価され、たとえば結果の不平等が生じ

ても、これを自己の責任として受け入れる。これに対して、結果の不平等があっても社会の構成員のすべてが「共通の生活」を送れるよう、これに調整を加えていくのが福祉社会であり、この調整をささえる原理は連帯主義にほかならない。それだから福祉社会は業績主義と連帯主義との共存のうえに立つ複合的社会であり、二つの原理の「相反と補完の二重の關係」のうえに社会の統合を維持していかななくてはならない社会でもある。産業社会はこの結果の不平等が機会の均等を阻害するのを産業民主主義の導入によって抑制することによって、産業社会として成熟していき、福祉社会に接近していくことになる。図式的にはそう考えられよう。

わが国の社会は太平洋戦争の後に残された姿としては、特殊主義と業績主義の結合のうえに特殊な型をとっていた。ここで特殊主義と言うのは、分に応じて評価基準を別にし、評価体系が重層的構成をもっていることを指すのだが、この特殊主義を普遍主義に転換し、普遍主義と業績主義の結合のうえにたった典型的な産業社会に改編していくことが、戦後段階のわが国の近代化の課題になった。この課題に産業民主主義の導入によって対処しようとした。

これに対して、戦前の段階においては、伝統的社会の特殊主義的な構成には基本的な変革を加えることなく、近代的な社会技術の導入に努めた。この導入をささえたものは「日本型の業績主義」であった。ここで日本型の業績主義と言うのは、特殊主義的な社会に形成された職分倫理にほかならない。その地位にあるものが、「家」に対する責任倫理にささえられて業績をあげるよう精進することを義務づけられる。そこに特殊な型の業績主義が構成される。これが特殊主義の社会に近代的な社会技術を移植することを可能にした。「和魂洋才」とか、「東洋の道徳、西洋の芸術」とか言われたのがそれである。わたしはかつて「近代化の日本的形態³⁾」において、主として明治期のわが国の近代化の過程をこういった図式で説明しようとしたことがある。わたしはそこで明治期の近代化を「古い皮袋に新しい酒を盛り込む」こと

を喩えた。「新しい酒」は盛り込まれたが、「古い皮袋」を突き破って、「新しい皮袋」を造りだすにいたらなかった。それは産業民主主義の導入がきわめて不充分であったためである。それは「大正デモクラシーの挫折」がよく示しているとおりである。

戦後の近代化はこの「古い皮袋」を産業民主主義を導入することによって、「新しい皮袋」に変化させて、典型的な産業社会に改編しようと企てた。わが国の場合もちろん、産業民主主義の主要な担い手は労働組合であった。

戦争直後の民主的改革によって財閥が解体され、古典的な資本家的経営はやがて経営者支配の「現代企業」に形態変化をとげる途が用意され、労働三法が制定されて労働組合の組織が伸びていく基盤ができ、事実、その組織は企業別組合を中心として拡大していった（企業別組合の組合員は全組合員の 91.1% を占めている—昭和 50 年）。労使の交渉によって「日本的な労使慣行」が形成される。これによって、戦前、官営工場や大企業に特例的にみられた年功型賃金体系や終身雇用慣行は、企業別組合と結びついて日本的な労使慣行として大企業部門を中心に普及していった。この労使慣行はわが国の労働組合運動を色どり、導入される産業民主主義に日本的な特徴をもたせる。戦後の近代化が特殊主義的な構成をもった社会を普遍主義的な構成をもった社会に改編していくかいは、この労使慣行との関連を考えなくては答えられない。

この戦後近代化の課題の受け留めかたを二重構造の緩和に焦点をあてて考えてみよう。二重構造は特殊主義的な構成をもつ社会に近代的な技術が導入されたとき、形成さるべくして形成されたものであり、普遍主義への改編はこの二重構造の緩和なくしては考えられないからである。

大企業は雇いいれた労働者を企業内訓練によっ

て熟練労働者に仕立てあげ、熟練労働者の企業内への決着を図るために年功型の賃金体系を組み、定年までの「終身雇用」を保障する。従業員は日本型の業績主義に従って企業の業績の向上に貢献し、企業は従業員の定着を図ってその生活条件の整備にあたる。このようにして企業は業績主義の担い手となる公式的な組織とならんで、従業員の生活協同体ともいえる非公式の組織をもつようになり、しかもこの側面は企業別組合によって対抗的組織として公式化され、二重組織となっていく。これによって企業は現代企業の性格をおび、その企業のうちに産業社会の似姿をつくりだし、産業社会のミクロコスモスとなる。しかしこのミクロコスモスはマクロコスモスにまで拡大していくことはない。それはミクロコスモスが労働市場に依存することの少ない自己完結的な有機体としての性格をもつからである。

この企業は主として学校推薦の新規労働者を雇い、これら標準入社者の労働生涯はその内部市場で決定される。企業が外部の労働市場に依存することは少ない。労働市場は封鎖的な大企業に分断され、労働力の流動化は阻害され、二重構造が避けがたい。このように二重構造は日本的な労使慣行と結びついているのであるから、この慣行が硬直的なものであれば、二重構造はなかなか解消しない。しかしもちろん労働組合運動はこの慣行に調整を加え、高度成長の過程でこの慣行は状況の変化に柔軟な対応を示した。

昭和 30 年代にはいる頃から、賃金改訂の交渉方式として春闘方式が成立し、この方式は高度成長の過程で定着していった。この方式によって単産ベースの集合交渉が展開したし、たとえ企業別組合の交渉であっても、時期を同じくしてたがいに連携を保って、上部団体の交渉員も出席して連合交渉がおこなわれるようになり、企業別組合の個別分散的な交渉とはおもむきを異にしてきた。この方式が高度成長と結びつくことによって、賃金改訂の分散を小さくしていき、賃金格差はたしかに縮小した。もっともこの縮小傾向は昭和 40 年代、とくにその後半にはいって停滞したが、縮小したことは縮小したにちがいない。この交渉方

3) 馬場稿「近代化の日本的形態」(『黎明叢書』第84号、後に馬場著『資本主義の逆説』第5章に収録) 同稿において日本の戦前と戦後の近代化について「2段階の仮説」を展開したが、その第2段階の近代化の課題は、充分な解決を残したまま、福祉社会への移行にあたって継承された、との解釈が本稿のひとつの想源になった。

式は産業民主主義と日本的な労使慣行の妥協が生み出したとも言えよう。

これにも増して注目したいことは、この労使慣行が経済情勢の変動に対応して柔軟性を発揮したことである。この慣行はその年功型賃金体系において標準入社者を中途入社者に較べて優遇していたのであるが、高度成長下企業の拡張期に中途入社者を大量に雇い入れるようになると、この優遇措置にも調整を加えられる。中途入社者も勤続のすすむにつれて標準入社者とのあいだの格差は縮小されていった。この傾向は青年労働者の場合には著しい。だからこの慣行があっても、青年労働者に関しては開放的な市場が成立したとも言えよう。もっともこの労働市場の近代化は中高年労働者には充分その効果を及ぼしてはいない。

不況に際しては、この慣行のうち終身雇用慣行が安定効果を発揮する。高度成長から減速経済に転換していった雇用不安は激しくなったにちがいないが、わが国は失業の発生を欧米諸国に較べて小幅に抑制することができた。これは終身雇用慣行があったから可能になったことである。このように、この労使慣行は拡張方向には弾力的に対応するが、縮小方向には非弾力的であり、その意味において情勢の変動に対して柔軟な対応を示したとも言えよう。この柔軟性は慣行を存続させる第一の要因になろう。

この労使慣行は企業別組合をその構成要素としており、労使関係を企業別に完結させる傾向があり、特殊主義的な社会構成に連らなっていく、そのかぎりにおいて産業民主主義の普遍主義的な理念と相容れないものがあるが、これについては単産ベースの上部団体が規制を加えてその短所の補正に努めている。これは春闘という交渉方式に関連して述べたとおりである。終身雇用慣行については、その雇用安定効果を労働組合は定年延長によって拡大しようとしている。年功型賃金体系についても労働組合はこれを肯定していると思われる。それは「同一労働同一賃金」の理念を年功型賃金体系に即して解釈して行動しているからである。この理念は「学歴・年齢・勤続が同一ならば、賃金も同一でなければならない」といった形で受

取られており、この線から著しくかい離した賃金が組合員に支給される場合には、これを賃金差別としてその是正を求めている。労働委員会や裁判所に係属する不当労働行為事件のうち、この賃金差別をめぐる紛争は相当のウェイトを占めている。これからみても、労働組合が賃金を年功的要素を中心に考えていることは明らかである。このように労働組合はこの労使慣行を総じて是認し支持しているとも言えよう。労働組合はこの慣行の廃止にはつよく反対することであろう。これが慣行の存続の第二の要因になろう。

つぎに労使慣行と企業の関係である。そのうちに企業別の労働組合が組織されており、労使交渉によりこの慣行を成立させているような企業は、主として大企業部門に属している。大企業はこの慣行をもつことによって、二重組織となり、現代企業たる性格をそなえてくることになる。これはすでに述べたところである。この二重組織は、ドラッカーなどが現代企業のそなえるべき要件として提唱したものである⁴⁾。この提唱が「経営のイデオロギー」に根ざす主張であり、企業の実態を示すものではない、といった批判もあるが、わが国の大企業はこの労使慣行をもつことによって、これを単にイデオロギー的主張にとどめず、企業の実態のなかで実現させている。これは欧米諸国も評価しているところである。この慣行の維持のためには、企業にとっても、不況下において過剰雇用をかかえていかななくてはならないといった負担が加わることは否定できないが、企業も労使紛争をおこしてまでこの慣行を廃止することはよもやあるまい。廃止しては企業の統合が保てない。統合が安固であってこそ、企業は成績をあげて、業績主義の要請に応えられる。これがこの慣行の存続の第三の要因になる。

これら三つの理由によって、わたしは日本的な労使慣行は今後も、たとえ福祉社会へ移行しても、存続していくものと判断する。なお雇用政策の側からもこの慣行の存続を支持していると思われる。

4) 馬場稿「企業の責任倫理」(馬場著『資本主義の逆説』第3章収録)において、ドラッカーなどの現代企業説について検討を加えておいた。

慣行が雇用不安を抑制して、完全雇用の達成をたすけるからである。もっともこの慣行は臨時工、社外工、日雇などの不安定雇用の存在を前提とし、これらをバッファーとして常用労働者の完全雇用を保証している。これらの不安定雇用の縮小は労働市場の近代化のために必要であり、雇用政策もこの達成に努力を傾けているところである。このバッファーが取除かれ、減速経済下雇用不安が強まれば、企業の終身雇用慣行維持のための負担は増加する。雇用政策は雇用安定基金の造成によって雇用調整交付金の支給を長期化して、帰休させられる労務者の訓練と就労のために、いわば「第二市場」を用意して、企業がこれに耐えうるようにして、この慣行の存続を図り完全雇用の達成に努めているのである。しかしながらこの慣行が存続すれば、大企業は企業有機体的な封鎖性をもち、労使関係は企業別に区分されて、特殊主義的な傾向を脱却せず、二重構造は根絶しないとみるほかはない。そうであれば、労働組合組織を社会保障の組織化によって補強しなければ、普遍主義の理念を貫くことはできない。このようにして福祉社会の組織化の問題の検討に移っていかなくてはならないのだが、その検討にはいる前にわが国の高齢者の生活形態に触れておきたい。この労使慣行は定年制をもつことによって、経済活動から引退する前に企業定年があって、わが国の高齢者の生活に特徴的な問題を投げかけていて、社会保障の充実に対する要請を高めるからである。

III 高齢者の生活形態

わが国の高齢者の生活形態は、欧米諸国にみないところの特徴的な条件がいくつか見出される⁵⁾。これらの条件は日本的な労使慣行や都市的生活形態の未整備と関連しており、わが国の産業社会の未成熟がここに集中的に表現されているといっても、それほど過言ではない。高齢化社会の到来に

備えて福祉社会に移行するにあたって、対処しなくてはならない問題の焦点がそこに示されているとみられよう。

わが国の労使慣行は大企業部門の労働者に対しては生活安定に寄与したとみられるのだが、企業定年によってこれから排出される高齢者にはもちろんこの安定効果は及んでいない。高度成長の過程で労働力の需給状況は変化して、昭和40年代にはいつて次第に求人超過の傾向があらわれてきた。この傾向は減速経済に転換する直前に頂点に達する。昭和48年10月現在の有効求人倍率をあげてみると、20歳未満の7.4からこの倍率は年齢の進むにつれて漸減していくが、それでも50歳台の前半ではなお1.6で、いずれも1を大きく超えている。しかしながら55歳に断層があり、これを過ぎると1を割っていき、50歳台の後半の0.8から65歳以上の0.2に及んでいる。これはこれまで経験した最良の記録であり、減速経済になってはこれに到達することさえ困難であると思われる。この記録的な年にあっても、定年年齢を境にしてそれ以前は求人超過でもそれ以後は求職超過であり、雇用問題は高齢者に鋭角的にあらわれている。しかもわが国の場合、高齢者の労働力率は欧米諸国に較べて著しく高い。昭和48年において、65歳以上の男子高齢者の労働力率は46.7%であり、同じ頃のイギリスの15.8%、アメリカの24.8%よりはるかに高い。女子高齢者の労働率も16.9%で、アメリカの10.1%、イギリスの6.4%に較べて、わが国は飛び抜けて高い。たいへんな求職超過の状況でしかも労働力率が高いのは、高齢者の生活費の収入源が稼得に依存する程度がたいへん高いためであろう。

わが国の家計調査は、勤労者世帯についてのみ家計収入についての情報を提供しているが、これによると、勤労者世帯であるという限定があるにしても、収入源としての稼得の占める比率は圧倒的に高く、財産収入や老齢年金の比重は微々たるものである。昭和49年の勤労者世帯のうち65歳以上の世帯主をもつ家計の収入源として稼得（内職収入等を含む）が88.41%を占めており、財産収入は2.30%、社会保障は5.59%にすぎない。

5) 馬場稿「『老後生活の将来像』展望作業の課題」（総理府老人対策室編『老人問題』第1巻第1号収録）において筆者は本節で取扱った問題についてやや詳しく叙述しておいた。利用した資料もそこで明記してある。参照されたい。なおわが国の高齢者の親族同居率の高さについては、塚本哲人教授稿「日本の老人問題」が同誌に収録されているが、これは適切な解釈を示したもので、併せて参照されたい。

1971年のイギリスの家計調査によると、65歳以上の高齢者の収入源として稼得は25.5%、財産収入は30.0%、社会保障は44.3%になっており、わが国のとは格段の相違を示している。イギリスの高齢者は老後生活をおくっていると言えようが、わが国の高齢者の家計はイギリスの青壮年期の家計構造に近く、とてもこれを老後生活者の家計とは思えないほどである。雇用不安であっても、働けるうちは働いてなんとか生計を維持していこうとしていることを示している。不完全就業者は縮減したと言われるが、高齢者のなかには多数の不完全就業者が存在していると思われる。

たとえ不完全就業者となっても、なんとかして就労の機会を探さなくてはならないのは、引退の条件が備わっていないためである。引退して安穩な老後生活を送れる条件はこれまでのところ充分整っているとは言えない。この条件が備わっていてこそ、引退が就労かを自由に選択できるのであり、生計維持のためにではなく、「生きがい」のために社会参加し就労する途が拓かれる。生涯計画として、65歳以上になれば、「生きがい就労」を考えることは筋のとあったことなのだが、それには引退できる条件を整備しておかなくてはならない。財産収入や老齢年金に依存して経済不安からまぬかれるようになってこそ、この条件が造成されとも言えよう。

わが国は生涯にわたって高貯蓄を続けていることで知られている。それでいて、高年齢になっても、勤労者の多くのものは低資産の状態を脱却していない。これには二つの理由があると考えられる。第1に、高貯蓄といっても、そのすべてが養老貯蓄として歩留まるわけではないことである。貯蓄は多目的である。住宅の確保、子弟の教育費、不時の失費に対する備えといった目的を主要な目的として掲げる貯蓄者が多く、養老貯蓄は目的の一つにすぎず、老後の生活費として歩留まる部分はかならずしも多くはない。

第2は、高貯蓄を可能にする成長経済が貯蓄現在高の価値を減殺していくことである。これは貯蓄の目減り現象と呼ばれているものにほかならないが、これにも二つの種類が区別される。ひとつ

は消費者物価の上昇による目減りである。もうひとつは成長経済のもとにあって賃金水準の上昇、したがってまた生活水準の向上があって、このために実質的な生活資金としての価値の減殺が起る——これからくる目減りである。前の目減りは、成長経済のもとにあって常時起る現象ではなく、むしろ異常な現象である。この目減り現象は減速経済のもとでもいずれば防止されると期待することができると思われる。後の目減りは減速経済のもとでも持続していった、これを抑制することはむずかしいとみるほかはない。

成長経済のもとでは、賃金収入の上昇率は金利水準より高くなる傾向がある。わが国の場合、この傾向はつよい。高度成長の過程ではもとより、減速経済に転換しても、賃金収入は名目的には金利水準より高い率で上昇していった、この目減りが起こると思われる。引退の時期に老後生活の設計をたてるとし、単位を退職時の賃金収入にとって、この関係を説明してみよう。貯蓄の源泉になる生涯賃金をこの単位に換算してみると、それは圧縮されてしまうのである。その換算率は元利合計の年倍率を分子とし賃金収入の上昇の年倍率を分母とすることになり、分母の年倍率には賃金水準の上昇率のほかに定期昇給も加わるから、分子よりよほど大きくなって、わが国のような場合この換算率は1よりかなり小さくなる。これに反して、老後生活費の換算率は賃金水準の上昇の年倍率を分子とし元利合計の年倍率を分母とすることになるから、1より小となることはまれであり、多くの場合1より大となる傾きがある。したがって換算すると生涯賃金は圧縮され、老後生活費は拡大していくことになる。たとえ高貯蓄であっても、圧縮されていく生涯賃金のなかから、拡大していく老後生計費を蓄積しようとするのだから、老後生活を安定させるほどの養老貯蓄はとても積立てられないと言うほかはない。

養老貯蓄はいわば賃金スライドの貯蓄をすることにも似て、わが国のように名目賃金上昇率が金利水準より高い場合にはとても目標を達成することはできない。年々達ざかっていく目標をこれより速度の遅い足取りで追いかけることになるから

である。これに対して、公的な老齢年金は、各種共済年金や厚生年金など実際上は賃金スライドを採用しているとみてよく、この養老貯蓄の困難さから免れていると言えよう。引退の条件の造成は老齢年金の充実にまつところが大きい。養老貯蓄は補足的な役割しか果さない。

高齢者生活の家族形態についても、わが国に特徴的な条件があることに注目したい。それはわが国の高齢者は親族同居の生活を送っているものが多く、高齢者夫婦だけで暮しているものが案外に少ないことである。高度成長下都市化が進展し、わが国においても、核家族化が進行しているが、高齢者にはこの傾向が十分に及んでいないのである。

昭和45年の国勢調査によれば、65歳以上の高齢者で3世代世帯で暮しているものがその53.4%で半ばを越えており、2世代世帯のものが21.3%であり、1世代世帯のものは12.9%にすぎない。親族と同居しているものは79.8%を占め、別居しているものは20.1%にすぎない。同・別居の比率はほぼ8対2の割合になっている。この比率は昭和35年の87.3%の同居率に対して、別居率が12.7%であったのに較べれば、別居が増え同居が減少しているのだが、その変化は緩慢であり、今後もそう大幅に変化するとは思えない。総理府の「老後生活の将来像研究委員会」の推計によれば、昭和60年になっても、同居69ないし72%、別居31ないし28%と想定される。核家族世帯の比率が昭和35年44.7%であったものが45年に57.0%、50年58.7%となっているのと較べて、高齢者の同居率はいぜん高く、その生活形態が核家族化の傾向に対して反応はにぶい。

このように、わが国の高齢者にとっては、親族同居が正常な姿である。これは欧米諸国の高齢者が別居して暮らすことを正常としているのとはたいへんな相違である。これに関連して注目したいことは、わが国の高齢者の別居生活には、両極性があることである。欧米諸国のように、高齢者夫婦だけで生活することを自発的に選好している型と、子息などの職場が遠隔地にあるとか、その住宅が狭いとかの理由で別居して暮していなくて

はならないところの、非自発的な別居の型とか区別される。自発的な別居より非自発的な別居のほうがはるかに多いのである。

この別居の両極性はわが国の都市的生活形態の未整備と関連していることは明らかである。自発的な別居は都市化が進展すれば成立すべくして成立したものであるが、非自発的な別居がこれより多く存在するのは都市的生活形態の未整備のあらわれである。その生活形態が整っていないために、高齢者を非自発的な別居に追いやって都市で核家族として生活しているものがかなり存在すると思われる。この非自発的な別居生活を送っている高齢者には生活水準の低いものが多く、生活水準が高いほど同居生活の比率が増大していった、生活水準と別居率とは負の相関を示しているのではないかと思わせるものがある。これは総理府老人対策室の「老親扶養に関する調査」(49年12月調査)などのサンプル調査の示唆しているところである。

高度成長の過程で農村のコミュニティ的生活がその紐帯をよわめ都市生活者の農村に対する家郷意識がうすれていったと、社会学者は指摘している⁶⁾が、わが国の場合、高齢者になると親族同居生活のなかに「ついのすみか」を求める家族意識がまだつよく残っているのではないと思われる。農村が都市生活者にとって家郷ではなくなったとしても、高齢者の意識には親族同居生活が帰りつく場所として存在している。そうであれば非自発的な高齢者の別居生活は大きな問題を投げかけてくると言うはかはない。

このようにして、日本的な労使慣行と高齢者の親族同居形態は、たとえ福祉社会に移行しても、この社会形態を形成する主要な柱として残留すると言ってよいのではないかと思われる。

IV 組織化の課題

福祉社会へ移行しても、日本的労使慣行と高齢者の親族同居へのつよい志向が残るとすれば、

6) 国民生活センター編『現代日本のコミュニティ』(川島書店、1975年1月刊行)の高橋勇悦稿「Ⅲ 日本社会の変動とコミュニティ」を見られたい。

わが国の福祉社会はこの条件を織りこんで組織化されなくてはならない。これら日本的な条件が福祉社会の形態のうえにどのような影を落すかは、究明すべき大きな問題になる。

福祉社会は業績主義と連帯主義の共存のうえにたつ複合的社会である。二つの原理は、平等の受け取りかたに示されるように、たがいに相反的な関係にたつ側面をもっているが、それにもかかわらずそのあいだに補完的な関係を生みださなくては、福祉社会の統合は保てない。二つの原理のあいだに「相反と補完の二重関係」を造成しなくてはならないのである。その造成はもちろん政治の役割に期待しなくてはならない。政治機能による「適正な妥協」が成立しなくてはこの関係は生みだされないからである。もっとも「適正な妥協」と言っても、一義的な均衡解があるわけではないから、動揺は避けがたく、福祉社会はたえず統合上の問題にさらされていると言うほかはない。このことはすでに「福祉社会の統合問題」で述べたとおりである。

日本的な労使慣行は現代企業と労働組合の対抗関係のうえに成立したものであり、企業の二重組織を生みだした。この二重組織は業績主義と連帯主義の「相反と補完の二重の関係」を企業のなかで実現させ、企業の統合をささえた。この統合が成立してこそ、企業は業績主義の追及において成績をあげていけるのである。しかしながら、この「二重の関係」における連帯主義は企業の関係者の範囲に限定され、ミクロコスモスではあっても、これがマクロコスモスにまで拡大していきにくい性質をもっていた。企業の従業員に対して職場社会を形成させ、かれらの生活の利便と安定に貢献しても、それは時間的にも空間的にも限局されていて、ひろく地域社会へ拡大されてはいかない。職場社会は整備されても、都市的な生活形態はいぜん未整備である、というような事態がそこから起こってくる。この慣行のもつ連帯主義は普遍主義の理念には適合したものとは言えず、特殊主義に連なる傾向にあったことは否定できない。この特殊主義的な傾向をそのまま温存させていては、福祉社会は成立しがたい。これを福祉社会にふさ

わしい方向に調整することは、重要な課題になる。この課題にはもちろん社会保障の充実と福祉サービスの整備をもって答えなくてはならない。

この特殊主義の傾向は、労働組合の組織の浸透の程度と分布の状況をみれば、何人も否定しえないところではないかと思われる。わが国の労働組合の組織は被用者のほぼ3分の1をおおっているにすぎず、その組織の拡大に努めているにもかかわらず、その組織率は昭和30年代の後半から現在にいたるあいだほとんど変化はなく、この水準で停滞している。しかもその組織は主として大企業部門に分布していて、小零細企業にはほとんど及んでいない。その組織の中心は企業別組合である。企業別組合の組合員の7割近く（昭和47年現在、69.31%）が500人以上規模の事業所に所属しており、30人未満の事業所にはわずかその4.44%しか分布していない。小零細企業にも合同労組の組織化が進んでいるが、それがこの大企業偏重の分布状況を大きく変えるにはいたっていない。この不均等な分布が労働条件の規模別格差に連らなっていることは容易に想定されるところである。そして事実、労働条件の格差は給与、労働時間、福祉施設に及んで広範に存在しているばかりでなく、その幅は大きく、その所属する企業の規模のいかんによってその労働生涯に質的な差異をもたらしているといっても過言ではない。

この労働組合の組織をもっと広範な組織率を持ち、より均等な分布をもった社会保障とその関連制度をもって補完しなくては、たとえ機会の平等は保証しえたとしても、結果の不平等が大きく残こって、国民のすべてに「共通の生活」に参加するミニマムの条件さえ保障しえないことになって、国民的統合を維持することは困難になるおそれがある。ところが、国民福祉の充実をめざして社会保険の組織は事実、労働組合の組織に較べてもっと広範に形成されており、その分布もより平等になっている。労働組合員が1,200万人程度であるのに較べて、職域年金や職域健保は労災保険とともに、ほぼ3,000万近くを組織しており、その規模別分布も零細事業所への普及は充分でないにしても、労働組合に較べればより平等になっている。

このほかに地域年金や地域健保の組織があって、職域保険の組織から脱落しているものの組織化に努めている。この組織化の状況からみると、国民のすべてをおおう国民的組織の理想に接近していると言えるのだが、問題は内部の構成である。この大きな組織の内部には構造差と水準差があって、その調整問題をかかえているからである。この調整問題を解決しなくては社会保険の組織が特殊主義の傾向を脱却して普遍主義の理念を貫徹しているとまでは言えない。

社会保険の組織の内部における構造差と水準差は、年金保険において顕著にあらわれている。職域年金と地域年金とはその仕組みに差異があることはよく知られている。職域年金は所得比例の保険料拠出で、定額部分と所得比例部分の給付をいずれも期間比例でおこなっているが、地域年金は定額の保険料拠出で、定額の給付を期間比例でおこなっていて、そのあいだに構造差がある。さらに職域年金は7つの制度に分かれており、地域年金は2つの制度に分かれている。これらのうち代表的な制度として厚生年金と国民年金をとってみると、そのモデル年金に関しては釣り合いを保つことを建前として設計されているが、実在者の平均年金をとってみると、二つのあいだには大幅な開差がある。この年金制度の分立は労働組合組織の単位組合が企業別に分立しているのに較べれば、その個別分散の程度はもちろん小さいが、それでも年金組織は均質な構成をもっていてもとは言えない。特殊主義の傾向から充分に脱却してはいない。もっとも年数が経過すればモデル年金と実在者平均年金との開差は縮小していくであろうが、それでも構造差と水準差の調整問題は残る。

この制度間の調整問題はすでに昭和30年代の後半以来提起されてきているが、いまだ十分な解決をみていない。その解決のいかんはわが国の年金制度の性格を左右すると言っても過言ではない。わが国の労働者の労働生涯が日本的な労使慣行に規制されて、特殊主義的な分散をのがれられないことでもあるから、その老後生活に大きな影響をもつ老齢年金については、ナショナル・ミニマム

の保障がすべてにいきわたることによって、普遍主義の理念とのつながりをもつことを期待したい。年金制度のそれぞれには歴史もあり、蓄積もあることであり、被保険者の期待感もあることだから、これらをすべて一本化することはおそらく困難であろう。そうであれば、老後保障のミニマムを共通にして、それによって普遍主義の理念を生かし、このうえに各制度それぞれが実績に応じて補足部分をもつことになって年金組織は重層的な構成をもつようになるほかはあるまい。日本的な労使慣行は年金組織の重層的構成に影を落すことになるのではないと思われる。

高齢者の親族同居へのつよい志向であるが、すでに述べたように、非自発的な別居生活についてはこれを解消しうるような条件が造成されることを期待したい。これには別居を強制するような住居の狭小さを是正するような措置がなされることが必要であるが、さらに高齢者同居世帯の家族機能を補強するよう、居宅ケアを中心に社会福祉サービスを、従来の施設ケアと並んで、充実することが要請される。これは非自発的な別居生活を強制されるような条件の除去をねらうものであり、親族同居を可能にする条件の整備につとめることであり、けっして高齢者の親族同居を勧奨することではない。同居しうる条件が備わってこそ初めて、同居か別居かを自由に選択することができるのであり、経済力もあって、気楽であるからとの理由で、自発的に別居を選択するものが加えて増加する結果になるかもしれない。そうであっても、ここでの議論の是非にはもちろん関係はない。

それにしても、このような条件が造成されれば、わが国の福祉社会は高齢者の親族同居が欧米諸国に較べて格段に多い社会となり、居宅ケアの整った社会福祉サービスをもった社会となると思われる。老齢年金の組織は重層的な構成をもち、なかには独立して別居生活を送るには充分でない給付しかえられないものがあらわれるかも知れないが、それでも親族同居生活を私的扶養に依存して送る肩身の狭さからは逃れ、その生活のなかで生活者として尊厳は保っていけることであろう。